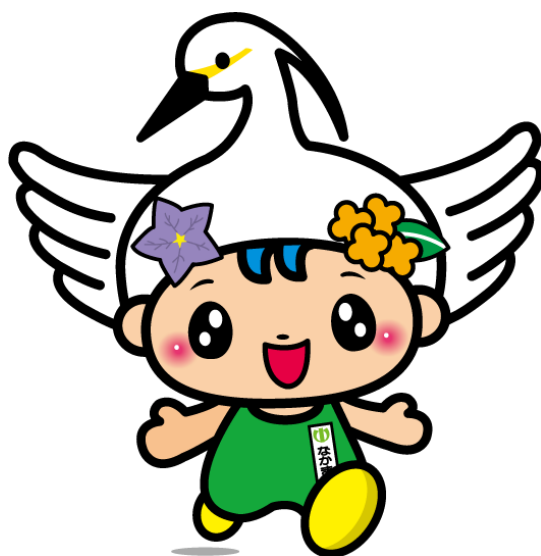
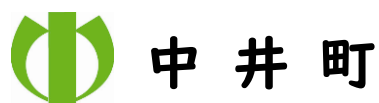


中井町
第二期子ども・子育て支援事業計画
～笑顔で羽ばたく子どもたち～
＜令和2年度～令和6年度＞

【概要版】



令和2年3月



事業計画の概要

計画策定の背景

わが国では、少子化が進行している一方、子ども・子育て支援が不足していることから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会をめざし、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとした子ども・子育て関連3法が制定されました。これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年に施行され、新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされました。

中井町においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保並びにそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となり、「中井町次世代育成支援地域行動計画」によるこれまでの取り組みの成果を引き継ぎ、新たな計画として「中井町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定しました。

このたび、本計画の改定時期を迎え、第一期計画策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、第二期の「中井町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定します。

計画の期間

本計画の計画期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、支給認定の変動や情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

平成22年度～26年度	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	平成31年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)
中井町 次世代 育成支援 行動計画	第一期計画					本計画（第二期計画）				
			中間見直し		改定			中間見直し		改定

計画の基本理念

本町では、次世代育成支援地域行動計画から継承してきた基本理念、「笑顔で 羽ばたく 子どもたち」を基本理念として掲げます。

笑顔で 羽ばたく 子どもたち

計画の基本方向と基本目標

上記の基本理念のもと、3つの基本方向と7つの基本目標を定めます。

基本方向		基本目標	
1	健やかに育ち育てる環境づくり	1	地域における子育ての支援
		2	母性と乳幼児等の健康の確保及び増進
		3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
2	豊潤に仕事を支える生活づくり	4	子育てを支援する生活環境の整備
		5	職業生活と家庭生活との両立の推進
3	細やかに守り防ぐ安心・安全づくり	6	子どもの安全・安心の確保
		7	特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実

基本目標① 地域における子育ての支援

子育て支援サービス、保育サービスの充実、子育て支援ネットワークの構築推進、子どもの居場所づくりや様々な交流プラン・交流スペースづくり等、地域の子育て支援に努めます。

【施策の展開】

基本施策	事業
1.地域における子育て支援サービスの充実	○ファミリー・サポート・センター事業 ○放課後児童健全育成事業 ○ブックスタート事業 ○一時預かり事業 ○地域子育て支援センター事業 ○民生委員・児童委員による相談支援 ○子育て支援ボランティア活動 ○乳児家庭全戸訪問事業
2.保育サービスの充実	○通常保育事業 ○延長保育事業 ○障害児保育事業 ○休日保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○乳児保育の促進 ○こども園における預かり保育事業
3.子育て支援のネットワークづくり	○子育て支援のネットワーク化 ○保育サービスに関する情報提供
4.児童の健全育成	○児童相談事業 ○学校カウンセリング事業 ○教育支援センター（教育相談たんぼぼ教室）設置事業 ○スクールカウンセラー設置活用事業 ○公民館活動の推進 ○図書室活動の推進 ○世代間交流・地域交流の促進
5.経済的な支援の仕組みづくり	○保育料の軽減 ○小児医療費助成 ○児童手当の支給 ○就学援助制度 ○就学援助制度 ○奨学金制度 ○学校給食費補助制度 ○子どもの貧困対策

基本目標② 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児や妊産婦に対する健診や相談支援の充実、子どもへの食育や性の知識の普及、思春期保健対策、小児医療の充実、不妊治療対策の推進に努めます。

【施策の展開】

基本施策	事業
1.子どもや母親の健康の確保	○母子健康手帳の交付 ○妊婦健康診査の実施 ○母親・父親教室の開催 ○妊産婦・新生児・低出生体重児訪問指導 ○妊産婦・新生児・低出生体重児訪問指導 ○育児相談の実施 ○地域ぐるみの歯科保健対策 ○子育て期女性の健康管理 ○親子セミナー ○予防接種の実施 ○健康づくりカレンダーの作成 ○受動喫煙防止の普及啓発
2.食育の推進	○食に関する学習機会の確保や情報提供 ○こども園給食の提供 ○学校給食の推進 ○食生活改善推進協議会活動
3.思春期保健対策の充実	○思春期における健康教育と相談
4.小児医療の充実	○小児医療体制の整備 ○二次及び三次救急医療体制の整備
5.不妊に関する相談支援	○不妊に悩む方への特定治療支援事業 ○不育症治療費助成事業

基本目標③ 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが成長していく上での意識啓発や職業意識の醸成、学校での教育環境や地域社会における家庭への教育支援や教育施設の整備に加え、子どもを取り巻く有害環境への対策に努めます。

【施策の展開】

基本施策	事業
1.次代の親の育成	○男女平等教育の推進 ○乳幼児とのふれあい
2.子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	○教育課程の工夫・改善に関わる研究指定校事業 ○外国人講師設置事業 ○外国人講師設置事業 ○情報教育の充実 ○道徳教育の充実 ○稲作体験事業 ○文化活動の推進 ○読書活動推進事業 ○児童生徒表彰 ○スポーツ活動に関する支援 ○小児生活習慣病の予防 ○口腔の健康管理 ○学校評議員制度の充実と学校評価の推進 ○地域に開かれた学校運営の推進 ○ボランティアの活用 ○学校施設の開放 ○教職員の指導力の向上（児童教育） ○安全管理と安全確保の推進 ○人と自然と文化との関わりの推進 ○3年保育の実施 ○こども園・保育園と小学校の連携
3.家庭や地域の教育力の向上	○家庭教育学級の開催 ○育児サークル活動への支援 ○青少年育成のための地域への機器材の貸出し ○学校施設の開放（体育施設） ○少年少女のスポーツ活動の推進 ○ジュニアリーダーの育成 ○まちづくりパートナーの活用 ○体育協会活動の充実
4.子どもを取り巻く有害環境対策の推進	○保護者に対する教育・啓発の推進 ○有害図書等における関係者への指導・要望 ○環境浄化活動の促進

基本目標④ 子育てを支援する生活環境の整備

良好な居住環境、道路や公園の整備など、子どもや子育て世帯を含めたすべての家庭が暮らしやすいバリアフリーが組み込まれたまちづくりに努めます。

【施策の展開】

基本施策	事業
1. 良好な居住環境の確保	○町営住宅の入居
2. 豊かなまちづくりの推進等	○幹線道路及び町道の整備 ○交通安全施設の整備 ○公共交通の充実 ○カーブミラーの設置 ○公共道路のバリアフリー化の推進 ○「心のバリアフリー」の推進 ○公園・緑地と自然環境の整備 ○道路の安全確保 ○防犯設備の整備と啓発活動の実施

基本目標⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女の役割分担の見直し、多様で柔軟な働き方の実現など、仕事と子育ての両立が可能となる環境づくりの支援に努めます。

【施策の展開】

基本施策	事業
1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等	○意識啓発活動の推進 ○育児・介護休業制度の普及
2. 仕事と子育ての両立の推進	○民間保育サービスの活用 ○国、県、近隣市町及び関係団体・企業等との連携

基本目標⑥ 子どもの安全・安心の確保

子どもが安全・安心に暮らせるよう、交通事故、犯罪、災害等の被害から守ることに努めます。

【施策の展開】

基本施策	事業
1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	○交通安全教育の推進 ○交通指導隊の指導力の向上等
2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	○自主防犯活動の促進 ○関係機関・団体との情報交換 ○パトロール活動の推進 ○公用車防犯ステッカー貼付による巡回 ○防犯立て看板の設置 ○防犯講習の実施 ○「子ども 110 番の家」の充実

基本目標⑦ 特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実

児童虐待防止対策の構築、ひとり親家庭等の自立促進、障がい児施策の充実、外国につながる子どもへの支援などに努めます。

【施策の展開】

基本施策	事業
1. 児童虐待防止対策の充実	○虐待防止の相談・支援ネットワーク部会の設置 ○虐待の発生予防
2. ひとり親家庭の自立支援の推進	○児童扶養手当の支給 ○ひとり親家庭等の自立、就業支援 ○ひとり親家庭への相談対応の推進
3. 障がい児施策の充実	○療育体制の整備 ○在宅障害児支援の推進 ○障害児補装具費支給事業の実施 ○障害児日常生活用具給付事業の実施 ○特別支援教育児童・生徒の就学補助の実施 ○特別支援教育の推進 ○障害児福祉手当の周知 ○特別児童扶養手当の支給
4. 外国につながる子どもへの支援	○窓口における外国人への対応

教育・保育事業の量の見込み

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進していくものです。この目的を計画的に推進するため、教育・保育施設及び各種子ども・子育て支援事業について、今後5年間の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

◇子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 家庭的保育事業
(保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)
- 小規模保育事業
(定員は6人以上19人以下)
- 居宅訪問型保育事業
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育事業
(事業所内の施設等において保育を行う)

◇地域子ども・子育て支援事業

- ①地域子育て支援拠点事業
- ②一時預かり事業
- ③病児・病後児保育事業
- ④ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤利用者支援事業
- ⑥妊婦健康診査
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業
- ⑨放課後児童クラブ
- ⑩延長保育事業
- ⑪子育て短期支援事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

計画事業の量の見込み

■提供区域の設定と考え方

本町においては、全町的な利用ニーズに対応していることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定し、教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

■認定の区分

保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。認定区分には、以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定を受けることができます。これらの認定区分に応じて、具体的な利用施設を決定します。

<認定区分・利用施設>

- ・1号認定：子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）の家庭や就労時間が短い家庭
→ 幼稚園、認定こども園
- ・2号認定：子どもが満3歳以上で、共働きの家庭 → 保育所、認定こども園
- ・3号認定：子どもが満3歳未満で、共働きの家庭 → 保育所、認定こども園、地域型保育

計画期間における見込量は、平成30年度に実施したアンケート調査結果や、平成27年度以降の各事業の実績値を勘案して推計し、さらに本町の各事業の特性を加味して設定しています。

■教育・保育の見込量と確保量

区 分		計 画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳、教育希望)	見込量	35人	34人	36人	32人	32人
	確保量	70人	70人	70人	70人	70人
2号認定 (3～5歳、保育必要、保育希望)	見込量	111人	105人	112人	97人	97人
	確保量	155人	155人	155人	155人	155人
3号認定 (0歳、保育必要、保育希望)	見込量	13人	12人	12人	11人	10人
	確保量	12人	12人	12人	12人	12人
3号認定 (1・2歳、保育必要、保育希望)	見込量	45人	46人	44人	42人	40人
	確保量	62人	62人	62人	62人	62人

○教育・保育については、令和元年度現在、（公立認定こども園1園、私立保育所1園）の提供体制があります。

○保育の定員数は、0歳が12名、1歳が26名、2歳が36名、3～5歳が155名となっています。

○教育の定員数は、3～5歳が70名となっています。

○保育・教育の提供体制は、見込量に対して十分な提供体制となっており、引き続き保護者のニーズを把握しながら体制の整備を進めます。

■地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保量

区 分		計 画				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	見込量	8,066 人日	7,780 人日	7,296 人日	6,695 人日	6,182 人日
	確保量	9,000 人日	9,000 人日	9,000 人日	9,000 人日	9,000 人日
		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
時預かり事業 ・預かり保育事業 (こども園)	見込量	472 人日	449 人日	478 人日	417 人日	417 人日
	確保量	500 人日	500 人日	500 人日	450 人日	450 人日
一時預かり事業 (こども園を除く)、ファミリー・サポート・センター事業/就学前児童)	見込量	725 人日	740 人日	793 人日	750 人日	767 人日
	確保量	800 人日	800 人日	800 人日	800 人日	800 人日
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	見込量	6 人日	7 人日	9 人日	9 人日	10 人日
	確保量	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業/就学児)	見込量	59 人日	69 人日	74 人日	86 人日	96 人日
	確保量	60 人日	70 人日	80 人日	90 人日	100 人日
利用者支援事業	見込量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
妊婦に対する健康診査	見込量	40 人	37 人	36 人	34 人	31 人
	確保量	40 人	37 人	36 人	34 人	31 人
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	見込量	36 人	33 人	32 人	30 人	28 人
	確保量	36 人	33 人	32 人	30 人	28 人
養育支援訪問事業	見込量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	確保量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
放課後児童クラブ	見込量	141 人	141 人	143 人	149 人	151 人
	確保量	141 人	141 人	143 人	149 人	151 人
延長保育事業	見込量	60 人	58 人	59 人	53 人	52 人
	確保量	60 人	60 人	60 人	60 人	60 人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	見込量	3 人	3 人	4 人	4 人	4 人
	確保量	3 人	3 人	4 人	4 人	4 人

中井町第二期子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和2年3月発行

発行 中井町

編集 中井町福祉課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

TEL (0465) 81-5548 (直通) FAX (0465) 81-5657

<http://www.toun.nakai.nakagawa.jp>

